

## 危険ブロック塀等除却事業の補助申請手続きの流れ



1	事前調査申請書の提出（1号様式）	都市政策課窓口で「補助金交付事前調査申請書」に必要な書類を添付して事前調査の申し込みをしてください。交付決定通知を受ける前に契約及び工事着手すると補助を受けられなくなるのでご注意ください。
---	------------------	--

### 事前調査申請書に必要な添付書類

- 案内図（調査の場所が分かる地図等）
- 配置図（調査対象となるブロック塀等の敷地に対する配置）
- ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険個所が分かるもの）
- そのほか市長が必要と認める書類



市	現地確認	調査員が現地確認を行い、危険ブロック塀等に該当するか調査します。
---	------	----------------------------------



市	審査 調査結果通知	現地調査結果について、「補助金交付事前調査結果通知書」を申請者に通知します。
---	--------------	--



危険ブロック塀等に該当する



危険ブロック塀等に該当しない



補助金を受けられません

2	工事施工者の選定	工事施工者を選定し、見積書の作成を依頼してください。 見積書及び契約書は危険ブロック塀等の撤去工事のものとしてください。 ※契約書は請書でも構いません。
---	----------	--

3	交付申請書の提出（3号様式）	補助対象と認められた場合は、契約及び工事着手する前に、「補助金交付申請書」に必要な書類を添付して12月末日までに都市政策課に提出してください。 ※審査には時間を要するので、余裕をもって申請してください。
---	----------------	--

### 交付申請書に必要な添付書類

- 除却工事の計画図

- 除却工事の見積書
- 市税等の滞納ないことを証する書類
- 誓約書（4号様式）
- 委任状（申請手続を施工業者等に委任する場合に限る）
- そのほか市長が必要と認める書類

市	審査 交付決定通知	申請書類を審査して結果を「補助金交付決定通知書」を申請者に通知します。
---	--------------	-------------------------------------

4	工事の着手	補助金交付決定を受けた後に、除却工事を行ってください。
---	-------	-----------------------------

5	実績報告書の提出 （9号様式）	除却工事が完了したら、30日以内 又は 交付決定を受けた年度の1月末日のいずれか早い日までに「実績報告書」に必要な書類を添付して、都市政策課に提出してください。
---	--------------------	--

- 実績報告書に必要な添付書類**
- 契約書及び領収書の写し
  - 撤去工事が完了後した状況が分かる写真（カラーで全景及び詳細が分かるもの）
  - そのほか市長が必要と認める書類

市	審査 補助金額確定通知	実績報告書等の書類を審査し、「補助金交付確定通知書」を申請者に通知します。
---	----------------	---------------------------------------

6	補助金の交付請求 （11号様式）	都市政策課へ「補助金交付請求書」を提出してください。 ※振り込み先を確認するため通帳を持参してください。
---	---------------------	---

市	補助金の支払	請求書を受理した日から30日以内に指定口座に振り込みます。
---	--------	-------------------------------

**1 ～ 6まで** → **申請者の手続き**

**市** → **市の手続き**